

平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について

平成 19 年 6 月から施行されている「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度の決算に基づいて健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、その意見を付けて各比率を議会へ報告するとともに、市民の皆さんに公表することとなっています。

健全化判断比率には、毎年度の実質的な赤字や外郭団体を含めた市全体の将来負担等を把握する指標として、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の 4 つの指標があります。それらのいずれかが基準値以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画（将来負担比率を除く）を定める必要があります。また、公営企業ごとの資金不足率を把握する指標である、資金不足比率が基準値以上となった場合には、経営健全化計画を定めることが必要があり、地方自治体の自主的な財政再建を促す仕組みとなっています。

岩倉市の 22 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は、21 年度に引き続き、全て基準を下回る比率となりました。また、実質公債費比率では、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の増加により標準財政規模が増加したこと、一般会計の元利償還金が減少したことで、21 年度に比べ低い比率となりました。将来負担比率では、標準財政規模が増加したこと、地方債残高や公営企業債等繰入見込額が減少したことで、21 年度に比べ低い比率となりました。今後も引き続き、地方債の借り入れを計画的に抑制し、事務事業の見直しや基金への積立などを行い、より安定した財政運営を目指します。

○ 健全化判断比率

(単位：%)

指 標	20 年度	21 年度	22 年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	—	13.58	20.00
②連結実質赤字比率	—	—	—	18.58	35.00
③実質公債費比率	10.9	10.1	9.2	25.0	35.0
④将来負担比率	80.0	68.1	56.6	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字ではないため「—」表示とする。

※ 将来負担比率は、財政再生基準が設定されていない。

○ 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	20 年度	21 年度	22 年度	経営健全化基準
上水道事業会計	—	—	—	20.0
公共下水道事業特別会計	—	—	—	20.0

※ 各会計ともに資金不足額がないため「—」表示とする。

【健全化判断比率等の対象となる会計】

区 分		対象会計	健全化判断比率等			
一般会計等		一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	土地取得特別会計				
		学校給食費特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	（準）元利償還金の対象会計	将来負担比率	資金不足比率 （会計ごとに算出）	
		老人保健特別会計（H22まで）				
		介護保険特別会計				
		後期高齢者医療特別会計（H20から）				
	公営企業会計	法適用企業				上水道事業会計
	法非適用企業	公共下水道事業特別会計				
一部事務組合・広域連合		小牧岩倉衛生組合				
		愛北広域事務組合				
		尾張農業共済事務組合				
		尾張市町交通災害共済組合				
		愛知県市町村職員退職手当組合				
		愛知県後期高齢者医療広域連合				
地方公社・第3セクター等						

【用語解説】

○健全化判断比率

実質赤字比率

一般会計等（本市の場合、一般会計と土地取得特別会計、学校給食費特別会計）の実質収支額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合。

連結実質赤字比率

一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金剰余（不足）額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金に加え、上水道事業や公共下水道事業、一部事務組合（本市の場合、小牧岩倉衛生組合と愛北広域事務組合）の公債費に準ずる準元利償還金の合計の標準財政規模に対する割合の3ヶ年平均値。

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（一般会計等の地方債残高の他、上水道事業や公共下水道事業、一部事務組合の地方債残高のうち一般会計等の実質的な負担額等を含む。）の標準財政規模に対する割合。

○資金不足比率

公営企業ごと（本市の場合、上水道事業会計と公共下水道事業特別会計）に係る資金不足額の事業規模（事業収入）に対する割合。